

宇和島地区広域事務組合規則公布第4号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

規則第 4 号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 31 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則（令和 2 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(読替規定)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項に定めるもののほか、宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年宇和島市規則第 19 号。以下「市会計年度任用職員勤務時間規則」という。）別表第 5 <u>第 7 号</u>の次に次の一号を加える。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項に定めるもののほか、宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年宇和島市規則第 19 号。以下「市会計年度任用職員勤務時間規則」という。）別表第 5 <u>第 8 号</u>の次に次の一号を加える。</p>

<p>(7)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のため勤務できないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>(8)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のため勤務できないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
--	-------------------	--	-------------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。